

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2015年9月24日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 事前集会 (緑町北公園)

10：45 入廷 (地裁 405 号法廷)

11：00 開廷

終了後 裁判所前で報告集会

.....

※集会～地裁敷地に入るまでは、幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所門前で、これを外します。ご協力ください。

第9次横田基地公害訴訟 第12回法廷の内容は...

◇原告・私たち (弁護団) の主張

(以下は、馬場弁護士にお書きいただきました。)

- 1 今回の書面では、被告が主張する昼間控除に対して反論をしました。
- 2 被告が主張する昼間控除とは、原告らの中に通学や通勤で昼間、横田基地周辺を離れる者がいることから、昼間の騒音は原告らに共通な損害 (共通損害) でないとして、昼間の騒音を損害から除外するという主張です。

そして、被告はうるささ指数 (W 値) を算定するにあたり、計算仮定で昼間の分を削除して、値を算出したと主張します。

- 3 要は、被告は、昼間の騒音がないものとして考えよと主張しているのであって、そのような主張が不当・不合理であることは一聞して明らかと思われま

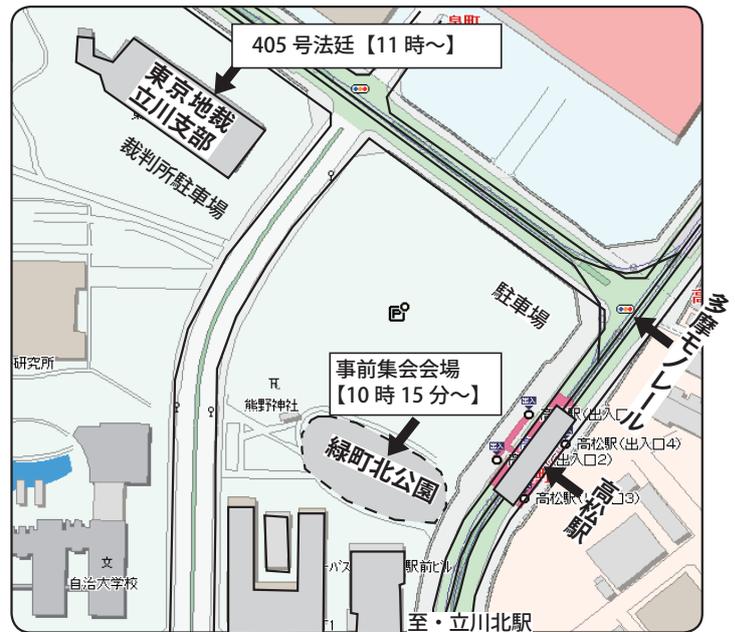
す。被告の主張の不等性・不合理性について、共通損害及び W 値の概念から敷衍して説明いたします。

4 共通損害

- (1) まず初めに、原告らは、本件が集団的な訴訟であることに鑑み、各自が受けた具体的被害を個々に主張して、その全部について賠償を求めるのではなく、原告らが航空機騒音によって共通に受けている被害を共通損害としてとらえ、一律に最低限の賠償として慰謝料を求めています。

このような「共通損害」の考え方は、最判 (最高裁判決＝編注) 昭和 56 年 12 月 16 日大阪国際空港騒音公害訴訟で採用され、その後の基地訴訟においても採用されてきたものです。

- (2) ここで「共通」「最低限」というと、原告ら全員に



共通して生じているかどうかという最大公約数的な発想をしがちですが、それは誤りです。

考えてみれば、原告ら個人によって年齢、性別、健康状態、生活形態等は様々であって、被害の現れ方や程度が異なるのは当然です。

例えば、昼間の騒音が、テレビを見ている者にとってはテレビ視聴の妨害、夜間勤務者で昼間睡眠をしている者にとっては睡眠妨害となったりします。音に敏感な人、鈍感な人もいるでしょう。

これをつぶさに検証して、被害の各項目が共通に生じているか、被害を受けている時間が共通しているかと考えることは、極論、何も共通損害がないということになってしまいかねません。

***** (裏に続く) *****

そうではなく、航空機の運航という同一の侵害行為によって、その航空機騒音に晒される地域に生活の本拠を有する原告らが、身体の安全を害され、平穏な生活を破壊されるという被害を受けているという根本にその共通性があり、最低限、原告らが等しく受けている被害を考えることができるのです。

(3) この点、被告は、先程の誤りと述べた最大公約数的な発想に立って、共通損害を考え、全員に共通して生じていなければ共通損害でないとして、一部の損害を切り捨て、無視しようとしており、不当です。

原告の中には、昼間（午前9時～午後5時）、仕事や学校に行き、横田基地から離れた場所で過ごす者がいるのも事実ですが、そのような者でも仕事や学校が休日のときや体調が悪くて休んでいるときには自宅にいます。

通学先や勤務先が横田基地周辺の原告もいるし、退職者や専業主婦、幼児等は一日自宅で過ごすことが多いです。

夜間勤務の原告の場合は、昼間が睡眠時間です。何より自宅は生活の本拠であって、その生活の本拠が昼間、航空機騒音に晒されているのは紛れもない事実です。

これらを無視することはできません。

(4) 被告は、最近判決が出た厚木基地訴訟においても同様の主張をしていましたが、平成26年5月21日厚木基地訴訟においても、この主張は排斥されています。

一部、引用して述べます。

(一律の慰謝料の額を認定するに際しては)「最小限度この程度までは原告らが等しく被っているといえる損害を、量的及び質的両面を踏まえた共通性に着目して考慮の対象にすべきである。これと逆に、現象としての個々の被害について全ての者に共通するといえるかどうかを一つ一つ検討し、全員に共通するとはいえないもの(例えば、病人にのみ生ずる被害、高齢者のみに生ずる被害、子供にのみ生ずる被害など)を切り捨てようとする被告の主張は誤りである。被告はまた、共通損害を主に量的にとらえ、各原告が現実さらされた航空機騒音のうち全員に共通するもののみが共通損害になるとした上で、平日昼間の時間帯における騒音に基づく被害は全員に共通するものではないから共通損害になり得ないとして「昼間騒音控除後W値」を主張するのであるが、この主張は以上の議論からしても採用することができない。」

5 W値及び環境基準について

(1) 次にうるささ指数(W値)と環境基準について述べます。

(2) W値は騒音の絶対量を示すものではなく、夜間や深夜の重み付けをするなど発生時間帯等の諸要素を考慮し、住民の感じるうるさを示すという観点から策定された指標です。

環境基準は、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい」基準として設定されており、当然、被害の現れ方や程度が一律でないことを前提としつつ、一定の地域における一定の騒音の水準(W値)をもって騒音被害の程度を画するものです。

(3) これらは、様々な考慮がなされて設けられているものであり、昼間に基地から離れた場所に通勤、通学する者がいることも想定されているものです。

したがって、被告が主張するように、W値の計算過程において、単純に昼間分の計算を削除して「昼間控除後W値」なるものを算出するなどというのは、本来、全く意図されていないことであって、W値を不当に変質させるものです。

6 このように被告は、被害の一部を切り捨て、独自の論理で算出した「昼間控除後W値」なるもので損害賠償を減額しようとしています。不当な主張であることは明らかで、到底採用し得ないものです。

CV-22 オスプレイの横田基地配備反対署名の集約状況は、昨日=9月23日現在で約4,500筆です。皆さんと、多くの団体が署名に応じてくれました。引き続き、第2次集約日を10月31日とし、取り組みを続けます。

そして、年内にも首相・外務大臣・防衛大臣宛に署名提出と要請行動を行う予定です。

◇次回法廷は、11月26日(木)午前11時～です。

◇オスプレイ配備反対集会+デモが、10月25日(日)に行われます。

集会は、午後1時30分～2時30分に多摩川中央公園(=牛浜駅下車、駅拝島駅寄りの五日市街道を、西に下った突き当り)

その後のデモは、集会場所～横田基地第5ゲート～第2ゲート～福生駅で行われます。ぜひご参加ください。

主催は、東京平和運動センターと三多摩平和運動センター。私たち原告団も協力団体として名前を連らねています。